

お知らせ

INFORMATION



No.2018-32

2018年11月

病体生理研究所

新規検査項目受託開始のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当研究所をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

この度、下記検査項目におきまして、新たに受託を開始させて頂くことになりましたので、ご案内申し上げます。

何卒、ご利用頂けますようご案内申し上げます。

敬具

記

【新規受託開始について】

◆ 赤痢アメーバDNA定性 [16355] …検査実施施設 (S)

※項目情報裏面参照

《受託開始日》：2018年12月6日（木）受付分より

赤痢アメーバDNA 定性

PCR法により、検体中の赤痢アメーバDNAを特異的に検出する定性検査です。

赤痢アメーバ（*Entamoeba histolytica*）はヒトに病原性をもつ腸管寄生性原虫で、感染者の5～10%でアメーバ赤痢が発症します。

アメーバ赤痢は、イチゴゼリー様の粘血便、下痢、鼓腸、排便時の下腹部痛などの慢性的な消化器症状を伴う腸管アメーバ症と、赤痢アメーバが肝臓、肺、脳などに移行することで膿瘍を形成し重篤な症状を呈する腸管外アメーバ症に大別されます。腸管外アメーバ症はアメーバ赤痢の約1割を占め、そのうち、肝膿瘍が最も高頻度にみられます。

アメーバ赤痢は、感染症法で5類感染症（全数把握）に指定されており、症状や所見からアメーバ赤痢が疑われ、かつ、検査結果によってアメーバ赤痢患者と診断した場合には、7日以内に届出を行うことが定められています。検査方法としては、便や膿瘍液における顕微鏡下での病原体の検出、ELISA法による病原体の抗原の検出、PCR法による病原体遺伝子の検出、血清からの抗体の検出が示されています。

現在、広く用いられている検査方法は顕微鏡下での病原体の検出ですが、便の保存状態の影響を受けやすく、便中の白血球等との誤認も多く見られることが指摘されています。

本検査は、PCR法により、検体中の赤痢アメーバDNAを特異的に検出する定性検査です。病原体自体の存在を証明する検査法として、アメーバ赤痢の診断補助にご活用ください。

【新規項目情報】

項目名称	赤痢アメーバDNA 定性
コード	16355
検体材料	便 0.5g
保存	絶凍
採取容器	No.37 採便容器
検査方法	PCR法
基準値	(-)
所要日数	6～12日
実施料(区分)	未収載
備考	採便後、速やかに凍結保存してください。 他項目との重複依頼は避けてください。本検査方法ではコンタミネーションの影響がより大きくなりますので、検体採取にあたっては取り扱いに充分ご注意ください。

参考文献：Tachibana H, et al：J Infect Dis 164（4）：825～826, 1991。（検査方法参考文献）

野崎 智義, 他：アメーバ赤痢 2012年7月版：1～25, 2012。（臨床的意義参考文献）

以上